5　事業報酬率の算定に用いる値

・自己資本報酬率

年度	18	19	20	21	22	23	24	18～24平均
全産業自己資本利益率	8.54	8.75	4.52	4.87	6.86	5.01	6.00	
公社債利回り実績値	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	0.81	
自己資本報酬率適用率（β値：0.4）	4.53	4.51	2.74	2.79	3.45	2.65	2.89	3.37 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

・他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	1.63
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.22％）補正後）	1.85

・（参考）事業報酬率（(A)×35％＋(B)×65％）

需要家数30万戸以上の事業者	2.24
需要家数30万戸未満の事業者	2.38

○国土交通省告示第四百六十一号

補償コンサルタント登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

補償コンサルタント登録規程の一部を改正する告示

補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第九号及び第十号」を「第九号から第十一号まで」に改める。

第四条第三項第五号中「法定代理人」の下に「（法人である場合においては、当該法人及びその役員）」を加え、同項第六号中「法定代理人」の下に「（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その役員）」を加え、同項第十号及び第十一号を一号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　個人である場合（第六号の未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書

第六条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号（法人でその役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）」を加える。

別記様式第四号記載要領４中「社団法人日本補償コンサルタント協会」を「一般社団法人日本補償コンサルタント協会」に改める。

別記様式第六号中「及び法定代理人」を「、法定代理人及び法定代理人の役員」に改める。

別記様式第七号中「（法人の役員／本人／支配人／法定代理人）」を「（法人の役員／本人／支配人／法定代理人／法定代理人の役員）」に改める。

別記様式第八号中「土　地　×××」を「土　地　×××／リース資産　×××／減価償却累計額　△×××　×××」に、「のれん　×××」を「のれん　×××／リース資産　×××」に、「長期貸付金　××」を「長期貸付金　×××／破産更生債権等　×××」に、「新株発行費　×××／社債発行費　×××／社債発行差金　×××」を「株式交付費／社債発行費」に、「×××／×××」に、「短期借入金　×××」を「短期借入金　×××／リース債務　×××」に、「賞与引当金／未払法人税等／完成業務補償引当金　×××」を「未払法人税等　×××／・・・引当金　×××」に、「長期借入金　×××／退職給付引当金　×××」を「長期リース債務／・・・引当金／借入金　×××／ス債務　×××／・引当金　×××」に改め、同様式記載要領２を次のように改める。

２　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

別記様式第八号中記載要領17を記載要領19とし、記載要領13から記載要領16までを一つずつ繰り下げ、記載要領12を記載要領13とし、記載要領13の次に次のように加える。

14　「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。

別記様式第八号中記載要領10及び記載要領11を一つずつ繰り下げ、同様式記載要領９中「記載要領８」を「記載要領９」に改め、同様式記載要領10とし、同様式記載要領８を記載要領９とし、同様式記載要領７中「５及び６」を「５及び７」に改め、同様式記載要領８とし、同様式記載要領６を記載要領７とし、同様式記載要領５の次に次のように加える。

６　流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の１を超えるときは、「親会社株式」の科目をもつて記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもつて記載すること。

別記様式第八号記載要領に次のように加える。

20　「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもつて記載することができる。

別記様式第九号中「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に改め、同様式記載要領12中「差異」を「差額」に改め、同様式記載要領２を次のように改める。

２　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

別記様式第十号表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、「剰余金の配当に伴う利益準備金の積み立て」の項を削り、同様式記載要領２を次のように改める。

２　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。